

# 総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成29年12月6日（水）  
午前9時  
場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第105号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について（大学）
- 2 議案第106号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）請負契約の一部変更について（大学）
- 3 議案第91号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について（公営）
- 4 議案第93号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- 5 議案第94号 山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- 6 議案第95号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 7 議案第96号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について（税務）
- 8 議案第97号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について（税務）
- 9 陳情要望について

## 10 閉会中の継続調査事項について

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について

■主な変更理由と改正内容

① 平成 30 年 4 月の薬学部創設（平成 29 年 8 月 29 日認可）による変更

第 1 条 薬学部の創設に伴い、理工系を薬工系に変更

② 地方独立行政法人法の一部改正（平成 29 年 6 月 9 日改正、平成 30 年 4 月 1 日施行）による変更

(1) 役員（理事長、副理事長及び理事）及び監事の任期

第 14 条 役員の変更

○理事長：4 年（再任可。再任後の任期は 2 年。引き続き 6 年を超えることはできない。）⇒6 年（再任可）

○副理事長：学長の任期とする。

○理事：2 年（再任可）⇒6 年（再任可）

○監事：2 年（再任可）⇒任命後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認日まで（再任可）

③ 認証評価機関（公益財団法人日本高等教育評価機構）による実地審査における改善指摘による変更

(1) 理事会が設置されておらず、決定機関が理事長一人となっている。国立大学法人と同様に、理事会を設置するよう改善すること。

(2) 経営審議会及び教育研究審議会の構成員として学外の委員が多く、大学関係者が少ない。学長を中心とした大学運営や、教授会の意見反映に影響があると思われるので、改善すること。

第 8 条 理事 3 人⇒4 人

第 9 条 理事会を設置することから理事長の職務と権限の見直し

第 11 条 学長選考会議の構成員の変更（経営・教育研究審議会から選出された者：7 人から 3 人に変更）

第 15 条の 2 理事会の設置（理事長、副理事長、理事）

第 15 条の 3 理事会は理事長が招集。副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集。

第 15 条の 4 理事会の議事（理事長が議長。構成員の半数以上が出席。出

席した構成員の過半数をもって決する。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。)

第 15 条の 5 理事会の議決事項。①中期目標について市長に述べる意見。

②市長の認可又は承認を受けなければならない事項。③重要な規程の制定及び改廃。④予算の促成及び執行並びに決算。⑤重要な組織の設置、変更又は廃止。⑥職員の人事。⑦その他理事会が定める重要事項。

第 16 条 経営審議会の構成の変更。①委員 15 人以内を 10 人以内に変更。

②理事全員から理事長が指名する理事に変更。

第 20 条 経営審議会の審議事項の変更（人事に関する事項の削除）。

第 21 条 教育研究審議会の構成の変更。①委員 15 人以内を 12 人以内に変更。

②理事全員から学長が指名する理事に変更。③理事長の指名する教員から学長が指名する職員に変更。④法人の役員又は職員でない者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、「理事長が任命する者」から「学長が任命するもの」に変更。

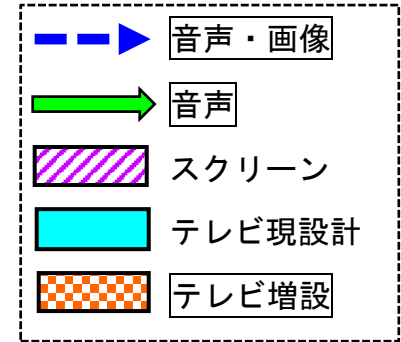
大学からの教員・学生の安全対策及び教育環境の充実の観点からの要望

◇安全対策〔A棟、B棟〕

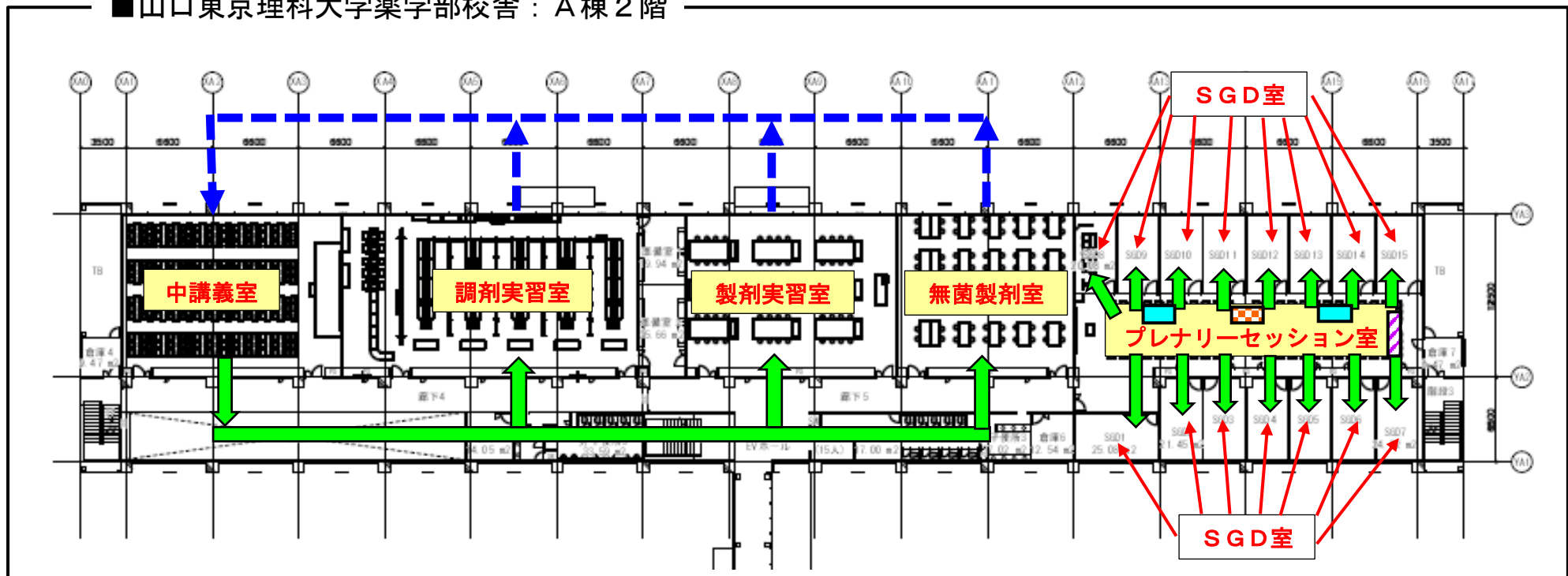
停電時の避難経路確保のため階段照明をバッテリー内蔵型に変更する。

◇教育環境の充実〔A棟〕

より質の高い講義が行えるよう、各実習室と中講義室、プレナリーセッション室と各SGD（スモールグループ ディスカッション）室の間のネットワークを構築する。



■山口東京理科大学薬学部校舎：A棟2階



## 【議案第 9 3 号】

### 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 個人情報の定義の明確化（第 2 条第 1 号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行個法」という。)の改正により、「個人識別符号」として次の情報が個人情報に該当すると明確にされた。

個人識別符号とは

- ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・個人ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

【具体的には】

- ・DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等

本市においては、これまでもこれらの情報は個人情報に該当するとしていたが、条例上明確に規定されていなかったため、このたび行個法の定義と同一の定義を追加する。

#### 2 要配慮個人情報の取扱いについて（第 2 条第 2 号、第 5 条第 4 項、第 6 条第 1 項）

行個法の改正により、「要配慮個人情報」として次のいずれかに該当する情報が定義付けされた。

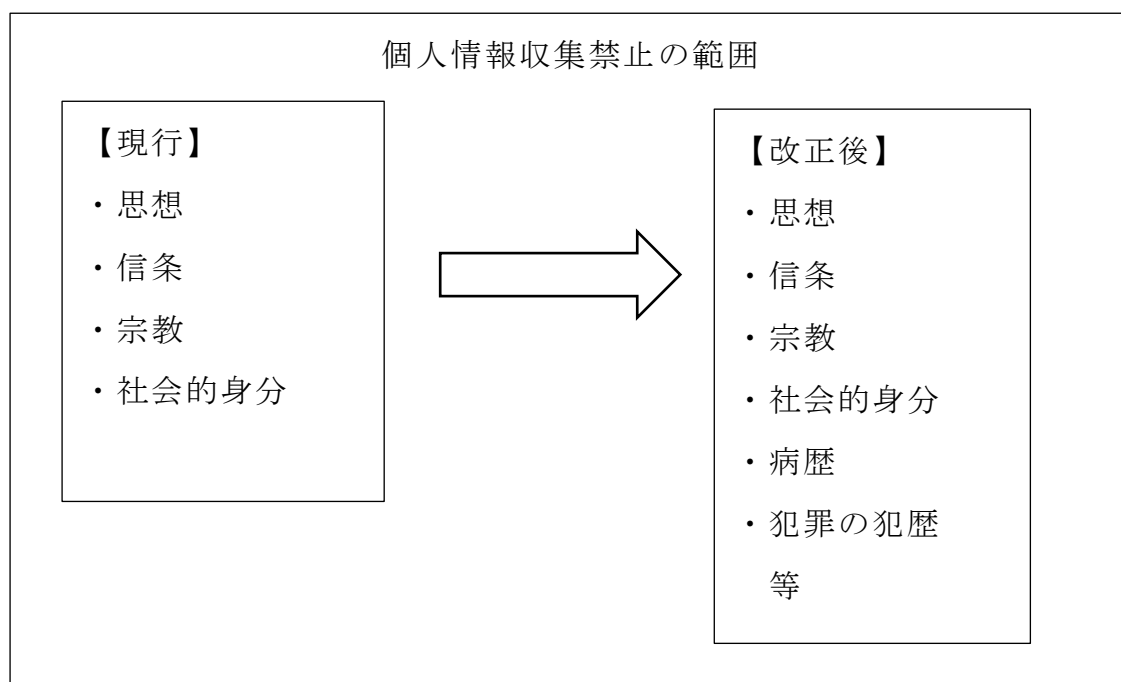
要配慮個人情報とは

- ・人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の犯歴、犯罪により被害を被った事実、その他政令で定めるもの

【その他政令で定めるものとは】

- ・身体障害、知的障害、精神障害、難病による障害等

現行の条例第5条第4項において、本人の思想、信条、宗教及び社会的身分が含まれる個人情報を原則収集禁止とする旨を規定しているが、行個法の改正内容を踏まえ、条例第2条第2号に「要配慮個人情報」の定義付けを行い、条例第5条第4項において原則収集禁止としている個人情報を「要配慮個人情報」に置き換えることによって、慎重に取り扱わなければならない情報の範囲を広げることとする。また、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱おうとするときは、あらかじめ市長へその旨を届け出ることとする。



### 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の改正に伴うもの（第2条第7号、第15条第4項第1号）

番号法の改正により、番号法第26条の規定が追加され同条の規定において、番号法第23条の規定が準用されることに伴う改正を行う。また、併せて番号法第26条が追加されたことにより生じた条ずれへの対応を行う。

### 4 附則について

改正後の第6条第1項の規定により、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱おうとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならないが、この条例の施行前から既に取り扱っている要配慮個人情報（思想、信条、

宗教、社会的身分に関する個人情報を除く。)については、この条例の施行後遅滞なくその旨を届け出るよう経過措置を設ける。(附則第2項)

また、改正後の第5条第4項の規定により、原則「要配慮個人情報」は収集禁止となるが、この条例の施行前に既に実施機関が保持している要配慮個人情報(思想、信条、宗教、社会的身分に関する個人情報を除く。)を今までどおり取り扱うためには、山陽小野田市個人情報保護審査会の意見を聴いて、適正な行政執行を行うため必要があると認められるときでなくてはならないため、当該意見聴取を行うための準備行為を設ける。(附則第3項)



【議案第94号】

山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正により、個人情報<sup>の定義</sup>が明確にされたため、同法の趣旨を勘案し、同法の定義と同一の定義とするもの

(参考) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

第5条 (略)

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

以下 (略)

# 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

の概要

平成29年12月 税務課

## 1 改正の理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う。なお、このうちの一部については、3月31日、4月1日から施行する必要があることから、3月31日付けで山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例及び山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、5月市議会臨時会にて承認をいただいている。

## 2 主な改正内容

### (1) わがまち特例の導入（固定資産税、都市計画税関係）

今回、次の5項目にわがまち条例が導入されたので、特例割合を新たに定める。

#### ◆ 施行日 公布の日

※「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」とは、国が一律に定めていた地方税の特例措置（固定資産税の課税標準の特例割合）の内容を、地方税法で規定する範囲内で地方自治体が独自に条例で決定できる仕組み。税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにする観点から、平成24年度の地方税法の改正により導入されている。なお、今回の税制改正を含めると、わがまち特例を導入した特例措置は、22項目となる。

### ア 保育の受け皿整備のための税制上の特例措置へのわがまち特例の導入

#### (ア) 家庭的保育事業等に係る特例措置へのわがまち特例の導入

（市税条例第61条の2）

地方税法で固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられている対象資産について、わがまち特例が導入されたため、次のとおり特例割合を定める。

対象資産	法に定める特例割合 (法改正前)	法に定める特例割合 (法改正後)	条例に定める特例割合
家庭的保育事業 ※1 居宅訪問型保育事業 ※2 事業所内保育事業のうち利用定員が5人以下のもの ※3	の用に供する家屋及び償却資産 2分の1	2分の1を参酌※注して 3分の1以上 3分の2以下	2分の1

※1 家庭的保育事業

保育者の居宅などにおいて、0歳児から2歳児までのお子さんを受け入れて保育を提供するもの

※2 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子供の居宅において、0歳児から2歳児までのお子さんに保育を提供するもの

※3 事業所内保育事業

主として事業所の従業員の0歳児から2歳児までのお子さんのほか、地域において保育を必要とするお子さんにも保育を提供するもの

※注 「参酌」とは参照すること。

条例の制定に当たっては、地方税法に規定する参酌すべき基準を参照した結果であれば、地域の実情に応じて、特例割合の上限、下限の範囲内で異なる基準を定めることが許容される。

(イ) 企業主導型保育事業に係る特例措置の創設とわがまち特例の導入

(市税条例附則第10条の2第17項、市都市計画税条例附則第4項)

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく国の補助金（企業主導型保育事業費補助金）を受けた事業主が、保育施設を自ら設置して、保育サービスを提供する場合の対象資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が創設され、わがまち特例が導入されたため、次のとおり特例割合を定める。

対象資産	法に定める特例割合 (法改正前)	法に定める特例割合 (法改正後)	条例に定める特例割合
企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋及び償却資産		2分の1を参酌して 3分の1以上 3分の2以下 (補助を受けた翌年度から5年度分)	2分の1

イ 緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置の創設とわがまち特例の導入

(市税条例附則第10条の2第18項、市都市計画税条例附則第5項)

改正後の都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人(※4)が同法に規定する市民緑地(※5)を設置・管理するために、所有し又は無償で借り受けた土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が創設され、わがまち特例が導入されたため、次のとおり特例割合を定める。

対象資産	法に定める特例割合 (法改正前)	法に定める特例割合 (法改正後)	条例に定める特例割合
都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日(平成29年6月15日)から平成31年3月31日までの間に、緑地保全・緑化推進法人が市民緑地を設置・管理するために所有し又は無償で借り受けた土地		3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下(課税開始年度から3年度分)	3分の2

※4 市民緑地の設置・管理について市町村長の指定を受けた一定の能力を有する民間団体等

※5 都市緑地法に基づき、一定期間住民の利用に供するために設置・管理される緑地のうち、市町村長の認定を受けた計画(認定計画)に基づいて設置・管理されるものに限る。

(2) 控除対象配偶者の定義の見直し(個人市民税関係)

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、地方税法において控除対象配偶者の定義が改められたことから、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(市税条例附則第5条)

◆ 施行日 平成31年1月1日

法改正前	法改正後
控除対象配偶者 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者	同一生計配偶者 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者  控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1千万円以下である納税義務者の配偶者

## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
総務文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関すること。</li> <li>・ 財政に関すること。</li> <li>・ 小型自動車競走事業に関すること。</li> <li>・ 教育、文化等に関すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設・教育施設に関すること。</li> <li>(2) 学校給食に関すること。</li> <li>(3) 施設一体型小中連携校及び小中一貫校に関すること。</li> </ul> </li> <li>・ 入札に関すること。</li> <li>・ まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。</li> <li>・ 山口東京理科大学に関すること。</li> </ul>	平成30年3月定例会前日まで継続して閉会中調査する。